

おおいいた

社内で回覧・掲示をお願いします。

令和6年度 の 健診のご案内

協会けんぽでは、年度内にお一人様につき一回、健診費用の一部補助を行っています。健診は健康づくりの第一歩。年に一度は必ず健診を受けましょう！

生活習慣病予防健診

特定健診

ご案内

3月下旬に事業所様へ緑色の封筒でパンフレットと健診対象者一覧をお送りします

4月上旬にご自宅へ黄色の封筒でパンフレットと受診券をお送りします

対象者

35歳～74歳の被保険者(ご本人)様

40歳～74歳の被扶養者(ご家族)様

費用

協会けんぽが費用の約7割を補助！
⇒自己負担額 5,282円(最高)

協会けんぽが最高7,150円を補助！
⇒無料で受診できる健診機関もあります

健診内容

労働安全衛生法で定められた定期健診項目
+

胃・大腸・乳・子宮頸がん検診

※乳・子宮頸がん検診は別途自己負担が必要
(協会けんぽからの補助あり)

問診・医師診察・身体計測・
血圧測定・尿検査・血液検査

※がん検診の補助は市町村が行います。
ご希望の方はお住まいの市町村に
お問い合わせください。

生活習慣病予防健診・特定健診は、協会けんぽと契約している全国の健診機関で受診いただけます。健診機関の一覧はホームページでご覧ください。

Q 協会けんぽ 健診機関



退職後の健康保険

任意継続保険の加入手続きについて

ご退職後、以下の **要件** を満たす方については、最長2年間、任意継続保険に加入いただけます。

任意継続保険とは？

退職等によって被保険者の資格を喪失した際に一定の要件を満たせば、最長2年間、継続して健康保険に加入できる制度です。

- 保険料は、退職時の標準報酬月額(上限30万円)を基に決まります。保険料率の改定等を除き、保険料は原則変わりません。
- 傷病手当金、出産手当金を除き、在職時と同様の保険給付が受けられます。

要件1 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること



要件2 退職日の翌日から20日以内に資格取得申出書を提出すること

※提出先はお住まいの都道府県の協会けんぽ支部



大分支部ホームページでは、任意継続保険の加入を検討されている加入者様向けに、

[任意継続保険の加入手続きについてまとめた専用ページ](#)を公開しています。

ご退職される従業員様等にぜひご案内ください。

Q 協会けんぽ大分 任意継続保険



《資格取得申出書等の申請書は郵送でのご提出をお願いします》

例年3月～4月は相談窓口が非常に混み合い、長時間お待たせすることがございます。

ご退職後の健康保険には、任意継続保険のほかに、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険の扶養家族」という選択肢があります。それぞれの加入要件や保険料等をご確認のうえ、加入される健康保険をご選択ください。

(お問い合わせ先： 国民健康保険 ⇒ お住まいの市町村 ご家族の健康保険の扶養家族 ⇒ ご家族のお勤め先)

協会けんぽ大分支部の保険料率が変わります

令和6年2月分(3月納付分)まで

令和6年3月分(4月納付分)から

健康保険料率

10.20% → 10.25%

介護保険料率

1.82% → 1.60%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。
 ※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
 ※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
 ※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分の保険料率から変更となります。



詳しくはこちら

皆さまの取り組みが
保険料率上昇を抑える
大きな力になります

協会けんぽの保険料率は、各都道府県の医療費水準に基づいて決定されます。

- 1 年に1回健診を受けていただくこと
- 2 特定保健指導の利用や医療機関の早期受診で疾病の重症化を防ぐこと
- 3 事業所を挙げての健康づくり(健康宣言)

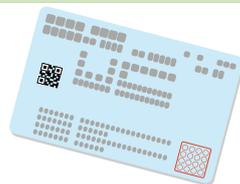
などに取り組んでいただくことで、大分支部の医療費の伸びが抑えられ、皆さまの保険料の負担を小さくすることにつながります。

さらに協会けんぽでは、皆さまの健康づくりの取り組みを保険料率に反映する「インセンティブ制度」を導入しています。保険料率の上昇抑制に向け、取り組みへのご協力をお願いします。

Q 協会けんぽ大分 インセンティブ制度



退職される方、扶養から外れる方の 保険証の早期回収にご協力ください



保険証が使用できるのは退職日まで

- ☑ **退職日の翌日から**保険証は無効です。
- ☑ **ご家族(被扶養者)様が扶養から外れる場合、その日から**保険証は無効です。

無効な保険証を使用して受診された場合、協会けんぽへ医療費を返納いただくことになります。

事業主様へのお願い

- ☑ 退職予定の従業員様へ、退職後速やかに**保険証(ご家族様含む)**を事業所様へ返却するようお願いください。
- ☑ 従業員様からの保険証の回収後は、**速やかに日本年金機構へ資格喪失届の提出及び保険証の返却**を行ってください。

2024年12月2日に保険証は廃止されます **今から使おう！マイナ保険証**

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元コードからご確認ください。

厚生労働省HP 【マイナンバーカードの保険証利用でみんなにいいことたくさん！！】



大分支部では、電話でのお問い合わせに「自動音声案内」を導入しました。電話でお問い合わせの際には、音声案内に沿って該当の番号をご選択ください。

大分支部代表電話番号
097-573-5630

- ➡ 1：任意継続、限度額認定証、保険証等の再交付、傷病手当金等の健康保険給付について
- ➡ 2：健康診断、保健指導について
- ➡ 3：交通事故、レセプト、返納金、医療費通知について
- ➡ 4：健康宣言、健康保険委員、その他のお問い合わせについて